

# 仲間ふやしに頑張ってます! ☆婦人部・青年部☆



4月の総会で新役員になったSさんは「いろんな場所に行って、いろんな人と知り合いになる事で商売にもプラスになるなら」と参加を予定してくれました。

全国の青年部は9月に業者青年交流会を予定しています。「中部民商からも参加を」と工藤部長を先頭に頑張っています。

6月に開かれる道青協総会の成功に向けて、工藤青年部長と森青年部担当事務局は14日夜に、役員訪問を行いました。

ススキノで頑張る業者青年を訪問して「一緒に青年部活動をしよう」と工藤部長が熱く訴えました。

**青年部 部長先頭に役員訪問  
青年部役員増える!**

婦人部は16日、定例の役員会を開き「元気な婦人部活動を進めるため」「会員比6割の婦人部」にするための論議を熱く行いました。

会議では全部員を対象にしたアンケート活動を行いながら「民商と婦人部活動に協力してくれる人を増やそう」と話し合いました。

さっそく次回の役員会で発送準備を行います。



**婦人部 役員会で拡大・会合を論議  
会員比6割の婦人部を!**

## 収支内訳書は罰則のない「訓示規定」 提出しない事で不利益な扱いは受けません



確定申告を終えた会員から「税務署から『収支内訳書』が送られてきたが、どうしたらいいの?」との問い合わせが来ています。

「収支内訳書」は提出しなくても罰則はありません。第101国会でも「零細業者に過大な負担を押し付けてはならない」という付帯決議をおこなっています。

収支内訳書については法制化されているものの、提出するかどうかは納税者本人が決めることであり、提出しないことでの罰則はありません。近年消費税調査のための売上を把握するために、収支内訳書の提出を強要する動きがありますが毅然と対応することが必要です。

これから支部・班で行われる会合では、「収支内訳書とは?」「税務署の調査に法的な根拠は?」などの討議を進めながら、納税者の権利についてみんなで学びましょう。(再度掲載します)



### ☆会費納入にご協力を☆

民商は皆さんの会費で運営されています。不況の中でたいへんですが、早めの納入へご協力をお願いします。また、事務所に届けて頂けると助かります。

国保加入者の所に、今年度の特定健診「受診券」が届いています。

共済会では今年も秋(11月頃)に集団健康診断を予定しています。健診を受ける時に「受診券」が必要になりますので、なくさずに保険証などと一緒大切に保管して下さい。

他の健康保険(社会保険・建設国保など)も関係書類が届く時期かと思えますので、大切に保管して下さい。



**共済会からお知らせ  
受診券はなくさず保管を**